

## 熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

年 月 日

武蔵野市長 殿

申告者

住所

フリガナ

申告者

氏名

個人番号（法人番号）

電話番号 ( )

下記の固定資産について、地方税法附則第15条の9第9項又は第10項の規定に該当すると思われまますので、これに係る固定資産税の減額について、武蔵野市市税条例附則第6条の3第9項の規定により下記のとおり申告します。

家 屋 の 明 細						
所在地番	武蔵野市		丁目	番地		
フリガナ 所有者氏名				家屋番号		
種 類		構 造		床 面 積	1 棟 m <sup>2</sup>	1 棟のうち居住部分 m <sup>2</sup> (1/2以上であること。)
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日			
改修完了日	年 月 日					
熱損失防止 (省エネ) 改修に要し た費用 <small>※国又は地方公 共団体からの補 助金等を除く。</small>	円			改修工事 の内容	(1) 窓の断熱改修（必須）	
					(1)の改修工事のほか (2) 床の断熱改修 (3) 天井の断熱改修 (4) 壁の断熱改修	
<small>（断熱改修の工事費が60万円を超えるもの、又は断熱改修の工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事費と合わせて60万円を超えるものが対象）</small>						
熱損失防止（省エネ）改修工事が完了した日から3月以内に申告書を提出することができなかった場合その理由						

備考 以下の書類を添付してください。

- 1 熱損失防止（省エネ）改修工事が行われた旨を証明する書類（建築士、登録住宅性能評価機関等による証明書）
- 2 領収書の写し等、当該改修工事に要した費用を確認することができる書類
- 3 国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合、交付又は決定を受けたことを確認することができる書類
- 4 改修箇所の図面及び工事写真（改修前と改修後のもの）